

宗像市ことばの教室設置規程の一部を改正する訓令

宗像市ことばの教室設置規程(平成15年教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

題名中「ことばの教室」を「通級指導教室」に改める。

第1条中「難聴等により」を「通常の学級に在籍している児童で、」に改め、同条中「障害のある児童」の次に「、学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童」を加える。

第2条第1項中「ことばの教室」を「通級指導教室」に、「教室」を「通級教室」に改め、同条第2項中「教室」を「通級教室」に改める。

第3条第1項中「教室」を「通級教室」に改める。

第4条第1項中「教室」を「通級教室」に改め、同項第5号中「必要な指導」の次に「若しくは学習障害、注意欠陥多動性障害による生活や学習上の困難の改善又は克服に必要な指導」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 個別の指導計画に基づく指導

第4条第2項中「教室」を「通級教室」に改める。

第5条から第10条までの規定中「教室」を「通級教室」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から適用する。

宗像市ことばの教室設置規程新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>○宗像市<u>通級指導教室</u>設置規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、<u>通常の学級に在籍している児童で、言語に障害のある児童、学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童</u>に対し、通級によりその障害に応じた特別の指導を行うことで、障害の改善又は克服を図るとともに、教育的改善を図ることを目的とする。</p> <p>(設置及び位置)</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、宗像市<u>通級指導教室</u>(以下「<u>通級教室</u>」という。)を設置する。</p> <p>2 <u>通級教室</u>の位置は、宗像市自由ヶ丘(宗像市立自由ヶ丘小学校内)とする。</p> <p>(開室等)</p> <p>第3条 <u>通級教室</u>の開室日は、各学期における始業式の1週間後から終業式の1週間前までの日とする。ただし、次に掲げる日は、除くものとする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>2 略</p> <p>(指導内容等)</p> <p>第4条 <u>通級教室</u>の指導内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>個別の指導計画に基づく指導</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>その他言語障害の改善又は克服に必要な指導若しくは学習障害、注意欠陥多動性障害による生活や学習上の困難の改善又は克服に必要な指導</u></p> <p>2 <u>通級教室</u>における指導は、個別指導を原則とし、年間の指導時間は、原則として35以上105以下の単位時間とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 <u>通級教室</u>に指導員その他必要な職員を置く。</p> <p>(入室資格)</p> | <p>○宗像市<u>ことばの教室</u>設置規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、<u>難聴等により言語に障害のある児童</u>に対し、通級によりその障害に応じた特別の指導を行うことで、障害の改善又は克服を図るとともに、教育的改善を図ることを目的とする。</p> <p>(設置及び位置)</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、宗像市<u>ことばの教室</u>(以下「<u>教室</u>」という。)を設置する。</p> <p>2 <u>教室</u>の位置は、宗像市自由ヶ丘(宗像市立自由ヶ丘小学校内)とする。</p> <p>(開室等)</p> <p>第3条 <u>教室</u>の開室日は、各学期における始業式の1週間後から終業式の1週間前までの日とする。ただし、次に掲げる日は、除くものとする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>2 略</p> <p>(指導内容等)</p> <p>第4条 <u>教室</u>の指導内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>その他言語障害の改善又は克服に必要な指導</u></p> <p>2 <u>教室</u>における指導は、個別指導を原則とし、年間の指導時間は、原則として35以上105以下の単位時間とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 <u>教室</u>に指導員その他必要な職員を置く。</p> <p>(入室資格)</p> |

第6条 通級教室の指導を受けることができる者は、小学校の通常の学級に在籍している児童で、保護者から入室の希望があり、児童の在籍する学校長が入室を適当であると認め、かつ、教育委員会が指導によりその障害の改善又は克服について効果があると認める児童とする。

(入室)

第7条 通級教室への入室を希望する児童の保護者は、学校長に入室を申し出なければならない。

2及び3

(退室)

第8条 教育委員会は、通級教室における指導が終了したときは、学校長へその旨を通知するものとする。

(通室方法)

第9条 通級教室への通室は、原則として保護者同伴で行うものとする。

(授業の認定)

第10条 通級教室における指導時間は、指導を受けた児童が在籍する学校の特別の教育課程に係る授業とみなす。

第6条 教室の指導を受けることができる者は、小学校の通常の学級に在籍している児童で、保護者から入室の希望があり、児童の在籍する学校長が入室を適当であると認め、かつ、教育委員会が指導によりその障害の改善又は克服について効果があると認める児童とする。

(入室)

第7条 教室への入室を希望する児童の保護者は、学校長に入室を申し出なければならない。

2及び3

(退室)

第8条 教育委員会は、教室における指導が終了したときは、学校長へその旨を通知するものとする。

(通室方法)

第9条 教室への通室は、原則として保護者同伴で行うものとする。

(授業の認定)

第10条 教室における指導時間は、指導を受けた児童が在籍する学校の特別の教育課程に係る授業とみなす。